

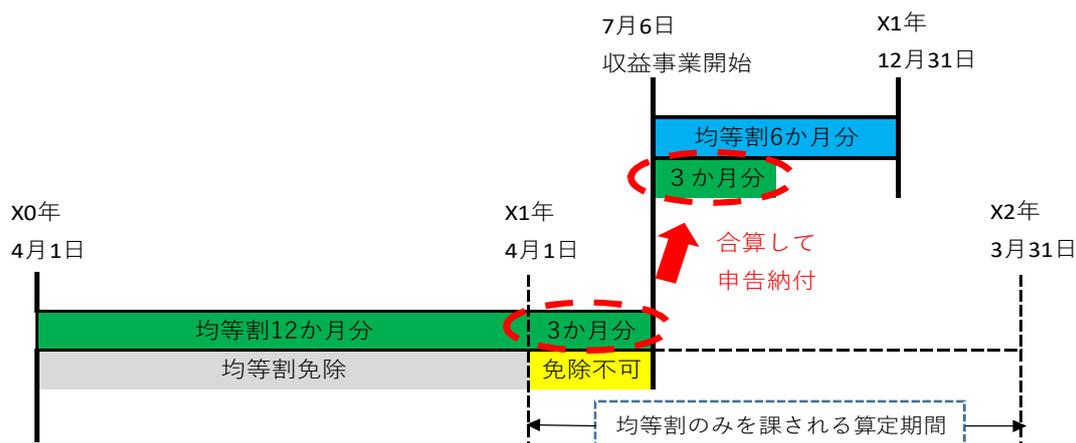
新たに収益事業を開始した場合の注意点について

均等割の免除を受けている公益法人等（地方税法第296条第1項第2号（同法第25条第1項第2号）に非該当の法人）が、収益事業を開始した場合は、『均等割のみを課される算定期間の開始の日から、収益事業を開始した日の属する月の前月末日までの均等割』と、『収益事業を開始した日の属する月の初日から事業年度の終了の日までの均等割』を合算して申告納付します。

（地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）第2章47（3）、地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）第2章42（2））

【例1 12月決算の法人がX1年7月6日に収益事業を開始した場合】

事業年度	均等割額の計算
X1年7月6日～X1年12月31日	X1年4月1日～X1年6月30日(3か月分) X1年7月1日～X1年12月31日(6か月分) それぞれの均等割額を合算する



【例1 5月決算の法人がX1年7月6日に収益事業を開始した場合】

事業年度	均等割額の計算
X1年7月6日～X2年5月31日	X1年4月1日～X1年6月30日(3か月分) X1年7月1日～X2年5月31日(11か月分) それぞれの均等割額を合算する

